

静岡県産和牛消費拡大推進事業業務企画提案募集要領

1 目的

令和8年度に実施する静岡県産和牛消費拡大推進事業の業務委託に関し、企画提案募集の要領を次のとおり定める。

2 概要

- (1) 事業名 静岡県産和牛消費拡大推進事業業務
- (2) 実施主体 静岡県
- (3) 契約者 静岡県知事
- (4) 委託内容 静岡県産和牛の国内における消費拡大及び認知度向上
- (5) 採用方式 公募での企画提案方式
- (6) 契約期間 契約日～令和9年3月1日（水）
- (7) 契約限度額 9,974,085円（税込み）

3 業務内容

(1) 目的

静岡県産和牛の国内における消費拡大及び認知度向上を推進するため、効果的な取組を実施する。

(2) 委託業務の内容

ア 場所 静岡県及び首都圏

イ 業務詳細 静岡県産和牛消費拡大推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

4 参加資格

次の(1)から(4)の全てを満たす者が参加できる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又

は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

5 企画提案

(1) 提出書類及び提出先

提出書類	部数	提出先
企画提案書 ※A4版(A3折込可)	6部	静岡県経済産業部農業局畜産振興課 ※8に記載
企画提案応募申込書 ※別添様式	1部	
見積書	1部	
会社概要又はそれに類するもの	1部	

(2) 提出方法及び提出期限

提出方法	提出期限	備考
郵送又はEメール	令和8年6月17日（水）午後5時まで（必着）	FAXでの提出不可

(3) 企画提案書に記載する事項

ア 事業実施計画

「仕様書」に記載の「3 業務の内容」に即して記載

イ 本業務に係る執行体制

ウ 本業務に係る事務執行スケジュール

エ PRポイント

過去実績等、PRポイントを記載

(4) 見積書に関する留意事項

ア 見積書の合計額が、2(7)の契約限度額以下となっていること。

イ 事業ごとに区分した内訳も記載すること。

6 審査

(1) 審査方法

以下のとおり、審査委員会を開催する。提案者が企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行い、委員がその内容を審査する。

- ・期日 令和8年6月23日（火）

※各申請者のプレゼンテーション開始時刻は別途通知する。

- ・方法 対面（Web会議併用）

(2) 審査基準

	項目	主な審査内容
ア	妥当性	事業趣旨に合致しかつ具体的に記述しているか。
イ	確実性	事業実施に係る豊富な知識、経験及びノウハウを有しているか。
ウ	企画性	効果的な提案内容となっているか。
エ	実施体制	事業実施に十分な業務受託体制となっているか。
オ	経済性	費用対効果の観点から効率的な提案内容となっているか。

(3) 審査結果

審査委員会にて委託事業者が決定され次第、全ての提案者に結果を書面で通知する。

7 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果に関する疑義は、受け付けない。
- (3) 事業内容の決定に当たり、契約限度額の範囲内において、企画提案の内容から一部修正する場合がある。
- (4) 審査前に、提案者が「仕様書」の一部又は全部を実施できないことが判明した場合は、企画提案審査を延期又は中止する場合がある。

8 問合せ及び提出先

静岡県経済産業部農業局畜産振興課畜産経営・技術班 担当 寺田

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館8階

電話番号 054-221-2706

Eメール chikusan@pref.shizuoka.lg.jp